

管内支部巡り（その1）

名古屋家庭裁判所の管内には4つの支部（一宮・岡崎・半田・豊橋）があり、各支部は、定められた管轄区域内の事件を処理しています。第1回目は、西三河地域を管轄し、管内人口約150万人と県内で一番規模が大きく、また、全国でも有数の規模を誇る岡崎支部をご紹介します。

名古屋家庭裁判所岡崎支部のご紹介

岡崎支部は、愛知県の西三河地方である岡崎市、豊田市など8市5町（岡崎市、豊田市、刈谷市、安城市、碧南市、西尾市、知立市、高浜市、幡豆町、一色町、吉良町、三好町、幸田町）における家事事件、少年事件を扱っています。この地方は、元気な愛知県の中でも自動車関連産業を中心としてひときわ経済活動が活発であり、人口は著しい増加傾向がみられ、岡崎支部における取扱事件数も年々多くなってきました。このため、従来の庁舎では手狭となり、また、建物が老朽化し、エレベーターの設備もないなど来庁される方々にもなにかとご迷惑をかけておりましたが、この度、従前と同一の場所に真新しい庁舎が建設されることになりました。新庁舎の完成は平成19年3月末を予定しており、それまでの間は新築工事現場の横にあります仮庁舎で執務をしております。今しばらくご不便をおかけしますが、よろしくお願いします。

ところで、家庭裁判所は、夫婦や親子関係、相続などを担当する家事部と、少年非行を審理する少年部に分かれておりますが、これらは私たちの最も大切な社会的基盤である家庭生活と深い関係を持っております。それだけに、誰にとっても日常、身近に起こりやすい事柄であるともいえます。

従来、裁判所はともすれば入りにくい、敷居が高いという印象を持たれ、敬遠されがちな存在でした。しかし、私どもは、家庭生活から発生するいろいろな問題解決のため裁判所を訪れていただいた皆様、来て良かったと感じていただけるような、開かれた、親しみの持たれる裁判所を目指していきたく思っております。今回は、岡崎支部の庁内の様子、執務の内容等をご紹介します、皆様のご理解の一助としていただければ幸いです。

名古屋家庭裁判所岡崎支部長 岩田 嘉彦

岡崎支部への交通案内

名鉄東岡崎駅から

北バスターミナル4番乗り場で乗車

「岡崎警察署前」下車

JR岡崎駅から

東口1番乗り場で乗車

「岡崎警察署」下車

所在地 岡崎市明大寺町奈良井3

電話（代表）0564-51-4521



平成19年春に生まれ変わります!

岡崎の裁判所は現在庁舎の建替工事を行っています。新庁舎は、平成19年春に完成の予定です。

旧庁舎は、築後約40年経過の鉄筋コンクリート造3階建の建物で、現在は取り壊されその姿を消してしまいました。

平成19年春に完成が予定されている新庁舎は、鉄筋コンクリート造り4階建ての建物で、旧庁舎の2倍以上の大きさになります。新庁舎の完成により、事件関係室の充実、利用者動線の改善、エレベーターの整備など皆様により利用しやすい裁判所へと生まれ変わります。

家庭裁判所のエリアは、新庁舎の2階の予定です。



手前が旧庁舎、奥が仮庁舎

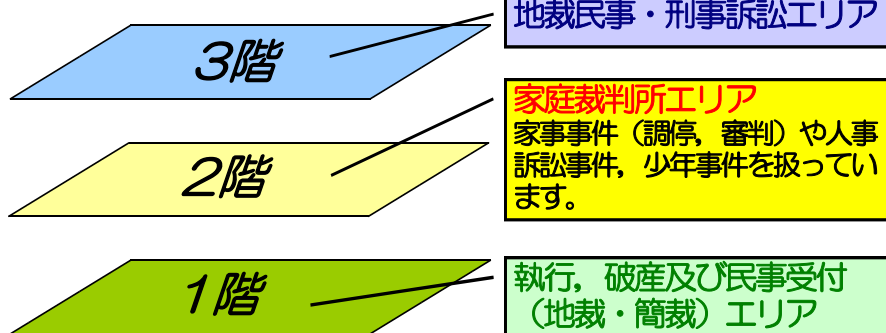
工事期間中は、ご迷惑、ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

来庁の際は、公共交通機関のご利用をお願いします。

庁舎建替工事（外構を含めた全体工事）は、平成19年夏頃までかかる予定です。工事期間中はもちろんですが、**裁判所敷地内の駐車場の利用可能台数は極めて少数**ですので、裁判所へご来庁の際は、公共交通機関を利用させていただくようお願いします。また、新庁舎建設段階（平成18年4月頃からは、現在の西側出入口が使用できなくなり、**東側出入口のみが通行可能**となります。

新庁舎の完成までの間、執務は旧庁舎南側の仮庁舎で行っています。

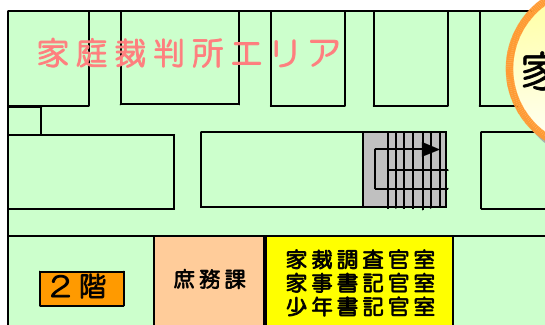
仮庁舎での執務期間中、家庭裁判所の事件の受付や事件処理は**2階**で行っています。



⇒⇒⇒

次ページは、**家庭裁判所エリア**からのご案内です。

※仮庁舎の正面玄関は、東側になります。



家事書記官室

家事調停・家事審判
人事訴訟・家事相談
の窓口です。

家事書記官室は、岡崎の裁判所で一番利用される方の多い場所です。

受付順に対応しておりますが、しばらくお待ちいただかなければならないこともございます。

家事審判・調停の手続説明や申立に必要な書類、費用については、備付けのパンフレット等をご覧ください。

家事相談についてのお願い

相談時間は20分程度を予定していますので、予め相談内容を整理してお越しいただくと効率的です。

少年書記官室

少年事件の審判（非公開）で来庁されたときの窓口です。

少年書記官室では、少年事件の受付から最終的な保護処分の決定までの事務処理全般を担当しています。



家裁調査官室

仮庁舎2階の家裁調査官室には、少年事件を担当する少年係調査官と家事事件を担当する家事係調査官が配置され、審判及び調停における調査等を行っています。

最近の事件の特徴について

少年事件

以前から当管内では暴走族の活動が活発であり、加入した少年については非行の凶悪化の傾向がうかがえます。

家事事件

近年は成年後見関係の調査が増加し、調停では子に関する紛争の調査が多くを占めています。

このため、新庁舎では、お子さんに対する調査のための児童室の設置を計画しています。



調査官室

庶務課

裁判事務が円滑に行われるために、裁判部を支援する仕事（庶務・会計などの司法行政事務）を担当しています。